

## ● 砂利採取業の業務状況報告書は電子メールでの提出をお勧めします※

※これまでの提出方法での提出を妨げるものではありません。

- ・砂利採取業（河川を除く）を行っている方々には、「砂利の採取計画等に関する規則」により毎年4月末までに報告書を管轄の経済産業局長に提出していただいております。
- ・現在、政府では事業者目線に基づき、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべく議論が進められてきており、平成29年3月に行われた規制改革推進会議行政手続部会において取りまとめられました行政手続簡素化の原則の1つに行政手続の電子化の徹底が盛り込まれております。
- ・砂利採取業の業務状況報告書についても行政手続の簡素化の観点から電子メールでの提出を推奨させていただきますこととなりました。
- ・砂利採取業の業務状況報告書の様式等をHP上にエクセル形式等で掲載させていただいておりますので、是非ご活用ください（参考参照）。

参考：業務状況報告書 様式等 中国経済産業局HP掲載箇所

[ホーム](#)>[政策別に調べる](#)>[資源・エネルギー・環境【鉱業・採石業・砂利採取業】](#)>[砂利採取業関係](#)

[砂利の採取計画等に関する規則第9条に基づく業務状況報告書（様式等）](#)

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/kougyou-saiseki-iyari.html#03>

### ● 電子メールでの提出によるメリット

- ・ポストへの投函の手間がかからない
- ・切手不要
- ・提出先へ時差無く届く
- ・電子データなので修正が楽

### 【9条報告提出先】

中国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課：砂利採取法担当

E-mail: [bzl-nenryou-chugoku@meti.go.jp](mailto:bzl-nenryou-chugoku@meti.go.jp)